平成２３年（フ）第４３６号
茨城県鉾田市串挽93番地１
債務者　深作　尚史
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
茨城県日立市国分町３丁目13番８号
債務者　大平由美子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８１号
茨城県日立市末広町５丁目13番１―201号
債務者　川上　忠保
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８３号
茨城県日立市久慈町１丁目８番16号
債務者　小泉　孝明
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２４２号
茨城県土浦市霞ケ岡町26番４号
債務者　山口　達也
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地８　Ａ―403
債務者　遠藤恵美子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
群馬県桐生市仲町２丁目９番16号
債務者　野本　和雄
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第９２号
群馬県桐生市相生町５丁目１番地の18　コスモハイツＤ
債務者　千葉　　亘
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３３６号
金沢市新竪町３丁目109番地、従前の住所金沢市糸田１丁目119番地２
債務者　小塩　　治
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３７号
金沢市新竪町３丁目109番地、従前の住所金沢市糸田１丁目119番地２
債務者　小塩　惠子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１１号
金沢市神宮寺３丁目10番４号　アネックス城北103号室、住民票上の住所金沢市東山３丁目１番11号
債務者　松田　　靖
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２７号
山梨県甲府市住吉５丁目11番14号
債務者　神﨑　夏子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
山梨県北杜市武川町牧原1133番地１　サンコーポラス武川106
債務者　代永　政代
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
山梨県北杜市武川町牧原1160番地　県営牧原団地２―202
債務者　内藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
長野県松本市村井町北１丁目５―１　コーポ伊藤101、住民票上の住所長野県木曽郡木曽町三岳2527番地４
債務者　新井　浩司
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２３号
長野県松本市大字内田1299番地１
債務者　神谷　順子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３９０号
岐阜市柳津町南塚２丁目180番地１　竹市コーポ２号室
債務者　岩間健太郎
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所